

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学教育推進機構規程

平成27年3月25日
規程第 6 号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
 - 第2章 教育推進機構（第3条・第4条）
 - 第3章 教育推進会議（第4条の2・第4条の3）
 - 第4章 教育推進部門（第5条・第6条）
 - 第5章 イノベーション教育部門（第6条の2・第6条の3）
 - 第6章 キャリア支援部門（第7条・第7条の2）
 - 第7章 教育連携部門（第8条・第9条）
 - 第8章 雑則（第10条・第11条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則（平成16年基本規則第1号）第26条第2項の規定に基づき、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学教育推進機構（以下「教育推進機構」という。）に関し必要な事項を定める。

（目的）

第2条 教育推進機構は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）が定める理念、基本方針等に基づいて、教育に関する基本方針の具体化、教育の内部質保証の推進、イノベーション教育及びアントレプレナーシップ教育の推進、一貫したキャリア支援、国内外の教育機関及び企業との連携等を行うことにより、本学における教育推進に関する体制を強化することを目的とする。

第2章 教育推進機構

（機構長）

第3条 教育推進機構に機構長を置き、教育担当理事をもって充てる。

2 機構長は、教育推進機構の運営を総括する。

（組織）

第4条 教育推進機構に、第2条の目的を達成するため、教育推進会議並びに

教育推進部門、イノベーション教育部門、キャリア支援部門及び教育連携部門を置く。

第3章 教育推進会議

(教育推進会議)

第4条の2 教育推進会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育に関する基本方針の具体化に関する事項
- (2) 教育の内部質保証の推進に関する事項
- (3) イノベーション教育及びアントレプレナーシップ教育に関する事項
- (4) 教育内容等の改善のための組織的な研修等（以下「ファカルティ・ディベロップメント」という。）に関する事項
- (5) 入学料及び授業料の免除並びに奨学援護に関する事項
- (6) 学生宿舎に関する事項
- (7) 学生のキャリア支援に関する事項
- (8) 国際連携に関する事項（研究推進のための国際連携を除く。）
- (9) その他組織的な教育体制及び学生支援に関する事項

2 教育推進会議は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 教育担当理事
- (2) 学長が指名する副学長又は学長補佐
- (3) 研究科長
- (4) 保健管理センター所長
- (5) 教育推進部門長
- (6) イノベーション教育部門長
- (7) キャリア支援部門長
- (8) 教育連携部門長
- (9) 教育プログラムを担当する教員のうちから学長が指名する者 教育プログラムごとに各1人
- (10) 企画・教育部長
- (11) 研究・国際部長
- (12) その他学長が指名する職員

3 前項第9号及び第12号の委員の任期は、1年とし、再任されることができる。ただし、委員の在職する期間は、当該委員を指名する学長の在職する期間を限度とする。

4 教育推進会議に議長を置き、教育担当理事をもって充てる。

5 議長は、教育推進会議を主宰する。

6 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員が議長の職務を代理する。

7 議長が必要と認めたときは、第2項に規定する委員以外の者を出席させることができる。

(部会)

第4条の3 教育推進会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

第4章 教育推進部門

(教育推進部門長)

第5条 教育推進部門に部門長を置き、学長が指名する者をもって充てる。

- 2 教育推進部門長は、教育推進部門の業務を統括する。
- 3 教育推進部門長の任期は、1年とし、再任されることができる。ただし、教育推進部門長の在職する期間は、当該教育推進部門長を指名する学長の在職する期間を限度とする。

(教育推進部門)

第6条 教育推進部門は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教育の内部質保証の推進に関すること。
 - (2) 組織的なカリキュラム編成に係る企画及び支援並びにシラバスの確認及び検証、改善に関すること。
 - (3) 教務関係システムの運用に関すること。
 - (4) ファカルティ・ディベロップメントに関する情報収集、企画立案及び実施に関すること。
 - (5) 英語教育に関すること。
 - (6) 日本語教育及び日本文化教育に関すること。
 - (7) 第1号から前号までに掲げるもののほか、教育推進に関すること。
- 2 教育推進部門は、次に掲げる者で構成する。
- (1) エデュケーション・アドミニストレーター（以下「UEA」という。）
 - (2) その他学長が必要と認める職員
- 3 前項に規定する構成員は、教育推進部門に係る各専門業務を処理する。

第5章 イノベーション教育部門

(イノベーション教育部門長)

第6条の2 イノベーション教育部門に部門長を置き、学長が指名する者をもって充てる。

- 2 イノベーション教育部門長は、イノベーション教育部門の業務を統括する。
- 3 イノベーション教育部門長の任期は、1年とし、再任されることができる。ただし、イノベーション教育部門長の在職する期間は、当該イノベーション教育部門長を指名する学長の在職する期間を限度とする。

(イノベーション教育部門)

第6条の3 イノベーション教育部門は、次に掲げる業務を行う。

- (1) イノベーション教育及びアントレプレナーシップ教育関連の授業科目の開発及び実施に関すること。
- (2) イノベーション教育及びアントレプレナーシップ教育の普及並びに啓発活動の企画及び運営に関すること。
- (3) イノベーション教育者の育成に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、イノベーション教育及びアントレプレナーシップ教育に関すること。

2 イノベーション教育部門は、次に掲げる者で構成する。

- (1) UEA
- (2) その他学長が必要と認める職員

3 前項に規定する構成員は、イノベーション教育部門に係る各専門業務を処理する。

第6章 キャリア支援部門

(キャリア支援部門長)

第7条 キャリア支援部門に部門長を置き、学長が指名する者をもって充てる。

- 2 キャリア支援部門長は、キャリア支援部門の業務を統括する。
- 3 キャリア支援部門長の任期は、1年とし、再任されることができる。ただし、キャリア支援部門長の在職する期間は、当該キャリア支援部門長を指名する学長の在職する期間を限度とする。

(キャリア支援部門)

第7条の2 キャリア支援部門は、組織的なキャリア教育及び支援に係る調査、企画立案、実施等に関する業務を行う。

- 2 キャリア支援部門は、次に掲げる者で構成する。
 - (1) UEA
 - (2) その他学長が必要と認める職員
- 3 前項第1号の者は、キャリア・アドミニストレーターと称することができる。
- 4 第2項に規定する構成員は、キャリア支援部門に係る各専門業務を処理する。

第7章 教育連携部門

(教育連携部門長)

第8条 教育連携部門に部門長を置き、学長が指名する者をもって充てる。

- 2 教育連携部門長は、教育連携部門の業務を統括する。
- 3 教育連携部門長の任期は、1年とし、再任されることができる。ただし、

教育連携部門長の在職する期間は、当該教育連携部門長を指名する学長の在職する期間を限度とする。

(教育連携部門)

第9条 教育連携部門は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教育のグローバル化に関すること。
- (2) 海外の教育研究機関との組織的連携に関すること。
- (3) 留学生の受入れ及び学生の海外派遣の推進に関すること。
- (4) 海外研究者の受入れ及び教員の海外派遣の推進に関すること。
- (5) 国際社会に向けた研究成果等の情報発信に関すること。
- (6) 留学生・外国人研究者等の生活支援に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、大学運営の国際化に関すること。

2 教育連携部門は、次に掲げる者で構成する。

(1) UEA

(2) その他学長が必要と認める職員

3 第1項第1号から第5号までに従事するUEAは、国際展開マネージャーと称することができる。

4 第1項第6号に従事するUEAは、留学生・外国人研究者支援アドバイザーと称することができる。

5 第2項に規定する構成員は、教育連携部門に係る各専門業務を処理する。

6 教育連携部門に、本学の国際連携活動を展開するために、海外オフィスを置くことができる。

7 前項に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 雑則

(事務)

第10条 教育推進機構(教育連携部門を除く。)に関する事務は、企画・教育部教育支援課が行う。

2 教育連携部門に関する事務は、研究・国際部国際課が行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、教育推進機構に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月21日から施行し、平成28年4月1日から適

用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、現に改正前の第6条第2項第1号及び第2号、第7条第2項第1号及び第2号並びに第9条第2項第1号及び第2号に規定する者であって、施行日以降も引き続き雇用される者については、改正後の第6条、第7条の2及び第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。